

(仮称)

札幌市子どもの 権利条例素案

子どもの権利侵害
からの救済制度

ご意見募集

【意見募集期間】

平成20年2月28日（木）から平成20年3月28日（金）まで

札幌市では、すべての子どもたちが、生き生きと毎日を過ごし、健やかに大人へと成長していくために欠かすことができない「子どもの権利」を定める、「(仮称)札幌市子どもの権利条例」の制定に向けての検討を進めています。

このたび、当初の条例案に対する修正の方向性と、条例に盛り込む「権利の侵害から子どもたちを救済するための制度（救済制度）」の項目案をまとめましたので、このことに対する皆さまのご意見を募集します。

今後、お寄せいただいたご意見を考慮して更に検討を行い、札幌市議会に条例案を提出する予定です。また、皆さまからお寄せいただいたご意見などの概要は、それらに対する市の考え方と併せて、平成20年5月以降に、ホームページなどで公表します。



【目次】

- (1) 条例制定の背景、目的…………… p. 1
- (2) 条例制定までの道のり…………… p. 2
- (3) 条例全体の骨格図…………… p. 3
- (4) 当初の条例案に対する修正の方向性…………… p. 4
- (5) 救済制度の概要…………… p. 5
- (6) 条例に盛り込む救済制度の項目（案）…………… p. 7
- (7) 参考①救済機関のイメージ図…………… p.11
- (8) 参考②救済制度の導入に当たっての留意事項…………… p.12
- (9) 参考③札幌市子どもの権利に関する条例案
（平成19年第1回定例市議会に提案した当初の条例案）…………… p.13
- (10) 意見募集要領…………… p.17

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課
〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目
大通バスセンタービル1号館3階
電話：011-211-2942 FAX：011-211-2943
Eメール：kodomo.kenri@city.sapporo.jp
ホームページ：http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/

市政等資料番号
02-A01-07-988

● 条例制定の背景とこれまでの経緯

平成元年（1989年）に国連で「子どもの権利条約」が採択され、平成6年（1994年）にわが国でも批准して以来、札幌市では、条約の理念を、家庭、学校・施設、地域など子どもにかかわる様々な場面で広めていくための取組を進めてきました。

そして、市民と市が一体となって、子どもの権利の保障をより一層推進するため、子どもにとって大切な権利や子どもの参加の仕組み、権利侵害からの救済の仕組みなどを具体的に定める、「(仮称)子どもの権利条例」を制定することが必要と考え、条例案の検討作業を進めてきました。

平成19年（2007年）2月には、多くの市民の意見をもとに、「札幌市子どもの権利に関する条例案（当初の条例案）」を策定し、札幌市議会に提案しましたが、審議の結果、市民への理解が十分ではないなかで条例化されることで、家庭や学校現場等に混乱が生じるおそれがあるなどの理由により、成立には至りませんでした。

札幌市では、このことを踏まえ、条例制定の目的について、さらなる周知に努めるとともに、「札幌市子どもの権利条例検討会議（検討会議）」を設置し、より良い条例とするためにはどのような工夫が必要なのか、また、当初の条例案では盛り込まれていなかった、権利侵害からの救済制度の枠組みをどのようにすべきかということについて、検討を進めてきました。

そして、このたび、検討会議が策定した答申をもとに、当初の条例案に対する修正の方向性と、条例に盛り込む救済制度の項目案をまとめました。

● 条例制定の目的

① 自立した社会性のある大人への成長を支援します

子どもたちは、自分の権利だけではなく、相手にも権利があることを学びます。そして、自分で考え判断し、自分の行動に責任を持ち、さらに、相手のことも考えることができる、自立した社会性のある大人へと成長していきます

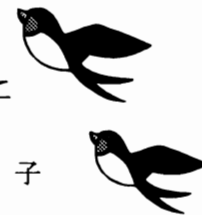
② 子どもの視点に立ったまちづくりを進めます

条例を制定し、学校・施設や地域などあらゆる場面で、子どもが参加する機会をつくり、子どもに住み良いまちづくりを進めていきます。子どもは、こうした参加の経験を積み重ねることで、まちづくりの担い手として成長していきます。

③ 子どもを権利の侵害から守ります

すべての市民が、いじめや虐待から守られる権利があるということを理解し、権利侵害が起きないような社会を目指していきます。

また、権利を侵害され、ひとりで悩み苦しむことがないように、子どもが利用しやすい救済制度を創設します。



● 平成 17 年 4 月 「札幌市子どもの権利条例制定検討委員会」発足

学識経験者や公募の市民、高校生など 25 人の委員で構成され、全体会議、5 つの部会などでの議論のほか、札幌の子どもの現状を調べるための懇談会、出向き調査、アンケート調査などを実施しました。そして、平成 18 年 5 月に、条例に盛り込むべき項目などをまとめた「最終答申書」が策定されました。

● 平成 18 年 2 月 「札幌市子どもの権利条例子ども委員会」発足

小学生から高校生までの 32 人で構成され、「子どもにとって大切な権利」や、「子どもの権利侵害からの救済」について、グループディスカッション等を実施しました。議論した内容は、平成 18 年 7 月に、札幌市に対して提案されました。



【子ども委員会のようす】

● 平成 18 年 7 月 子どもの権利条例素案に対するパブリックコメントの実施

検討委員会や子ども委員会の提案などを踏まえ、札幌市は条例素案を策定。市民意見の募集を行ったところ、大人、子どもを合わせて、3,504 人の市民の方から、延べ 5,380 件の意見が寄せられました。



【意見募集資料】

● 平成 19 年 2 月 「札幌市子どもの権利に関する条例案」を市議会に提案

パブリックコメントの結果や市議会での審議等を踏まえて条例案をまとめ、平成 19 年札幌市議会第 1 回定例会に「札幌市子どもの権利に関する条例案」を提案しました。市議会による審議の結果、賛成少数により、成立には至りませんでした。

● 平成 19 年 8 月 「札幌市子どもの権利条例検討会議」発足

学識経験者や学校、PTA の代表、公募委員など 12 人の委員で構成され、当初の条例案に対し、より良い内容にするための工夫や、権利侵害からの救済制度についての具体的な仕組みなどが検討されました。そして、平成 20 年 2 月 1 日に答申書が策定されました。

平成 20 年 2 月～3 月

当初の条例案に対する修正の方向性と、条例に盛り込む救済制度の項目案について、市民意見を募集します（パブリックコメント）。

市議会での審議

3

条例全体の骨格図

[p. 4、①]に基づき、前文3段落目の修正を考えています。

当初の条例案の全体像をご紹介します。

このパブリックコメントでは、修正の方向性 (p. 4) と、条例に盛り込む項目の案をまとめた「第5章 子どもの権利侵害からの救済」(p. 7～)について、ご意見を募集します。

当初の条例案について、詳しくは参考資料③ (p. 13～)をご覧ください。

前文

第1章 総則

・目的 ・定義 ・責務

第2章 子どもの権利の普及

・広報及び普及 ・子どもの権利の日 ・学習等への支援

第3章 子どもにとって大切な権利

・子どもにとって大切な権利 ・安心して生きる権利
・自分らしく生きる権利 ・豊かに育つ権利 ・参加する権利

第4章 生活の場における権利の保障

第1節 家庭における権利の保障

・保護者の役割 ・虐待及び体罰の禁止等

第2節 育ち学ぶ施設における権利の保障

・施設関係者の役割 ・開かれた施設づくり ・いじめの防止 ・虐待及び体罰の禁止等
・関係機関等との連携と研修 ・事情等を聴く機会の設定

第3節 地域における権利の保障

・地域における市民及び事業者の役割 ・地域における子どもの居場所
・地域における自然環境の保全 ・安全で安心な地域

第4節 参加・意見表明の機会の保障

・子どもの参加等の促進 ・市の施設に関する子どもの意見
・審議会等への子どもの参加 ・子どもの視点に立った情報発信等

第5節 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障

・お互いの違いを認め尊重する社会の形成

第6節 子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援

・保護者への支援 ・育ち学ぶ施設の職員への支援 ・市民の地域での活動の支援

[p. 4、②]に基づき、第12条「保護者の役割」の修正を考えています。

第5章 子どもの権利の侵害からの救済

第5章に定める項目の案 (p. 7～)

1. 救済委員の設置及び職務
2. 救済委員の責務等
3. 救済委員の定数、任期等
4. 相談及び救済の申立て
5. 調査及び調整
6. 調査の対象外
7. 勧告等の実施
8. 是正等の要請
9. 報告及び公表
10. 活動状況の報告
11. 調査員及び相談員
12. 委任

第6章 施策の推進

・施策の推進 ・推進計画

第7章 子どもの権利の保障の検証

・権利委員会の設置等 ・答申等及び市の措置

第8章 雑則

・委任

札幌市では、検討会議の答申を踏まえ、当初の条例案に対して修正を検討する必要があると指摘された下記の2点については条例案を修正し、それ以外の項目については、原則として当初の条例案（p.13～）を生かしていきたいと考えています。

① 子どもの権利行使に伴う制限について

検討会議では、当初の条例案に定めていた、子どもの権利の行使に伴う制限規定である「子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。（当初条例案第7条第2項）」という表現だけでは、公共に対する配慮が読み取りにくいという意見が出されました。

実際の生活の場面において、個々の調整の結果できあがってきた社会のルールを守らなくてもよいということではありません。むしろ、こうした規範意識を、権利行使の経験を通してより一層育んでいくことが大切です。

したがって、条例全体の理念を表す前文の3段落目に、このような趣旨を表現したいと考えています。

当初条例案	修正案
<p>前文3段落目</p> <p>子どもは、子どもが持つ権利を正しく学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。こうした経験を通して、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。そして、<u>お互いの権利を尊重し合うことを身につけます。</u></p>	<p>子どもは、子どもが持つ権利を正しく学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。こうした経験を通して、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。そして、<u>お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、規範意識を育みます。</u></p>

② 子どもの権利を保障するうえでの大人の役割について

検討会議では、子どもの権利を保障するうえでの大人、特に、第一義的な責任者である保護者の役割を、市民が再認識できる規定にすべきと意見が出されました。

大人が自らの役割を果たさずしては、子どもの権利を保障するという条例の目的は達せられません。また、子どもの権利を認めることは、我がままと認めるものではなく、誤った権利行使がある際には、子どもの最善の利益の観点から、適切な指導などを行うことも、大人の役割として重要です。

したがって、保護者の役割を定めている第12条について、「支援」の言葉に、「指導」「助言」という文言を追加したいと考えています。

当初条例案	修正案
<p>第12条第1項</p> <p>保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、年齢や成長に応じて<u>適切な支援を行い</u>、子どもの権利の保障に努めなければなりません。</p>	<p>保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、年齢や成長に応じて<u>適切な指導、助言等の支援を行い</u>、子どもの権利の保障に努めなければなりません。</p>

救済制度に関しては、当初の条例案では具体的に盛り込まれていませんでしたが、検討会議の答申で、その枠組みが示されたことを受け、このたび項目の案をまとめました。

ここでは、その項目の案を p.7 から示すに当たり、救済制度の概要として、子どもの権利侵害の現状、救済機関の位置付け、各機能などをご紹介します。

● 子どもの権利侵害の現状と救済制度の必要性

毎日を生き生きと過ごしている子どもたちがいる一方で、全国的にも、多くの場面で問題が取り上げられているように、いじめや児童虐待など深刻な権利侵害により、悩み苦しむ子どもたちがいることは、紛れもない事実です。

また、札幌市では、平成19年7月から8月にかけて、「子どもの安心と救済に関する実態・意識調査」を実施しました。その結果、例えば、友達や先輩などからの行為により「いやな思いをしたことがある。」と答えた子どもは38.8%いました。そのうち、「誰か他の人に相談した。」と答えた子どもは35.6%いたものの、相談した結果をこれらの子どもに尋ねたところ、「変わらなかった。」と答えた子どもは19.3%にのぼりました。

これらのことから札幌市では、悩み苦しんでいる子どもたちの声を早期に受けとめ、相談から実際の救済までを行う、子どもの立場に立った専門の救済機関が必要であると考えています。



● 救済機関の位置付けと性格

① 子ども自らの成長を支援する機関

日々成長・発達する過程にある子どもの特性に配慮すると、単に今の権利侵害の状況を解決するだけではなく、子どもが自らの力で次のステップを踏めるような支援をすることができるよう制度設計を行う必要があります。

② 第三者性を有した機関

権利侵害は、行政機関が当事者になることも考えられることから、行政から独立した立場が尊重された、第三者性を有した機関になるよう検討しています。

③ 一定程度の権限を有した機関

既存の相談機関等ではあまり見られない機能として、次ページに示している、調査、調整、勧告、意見表明等の機能を有する機関となるよう検討しています。

④ 他機関等との連携を考慮した機関

当事者となる行政機関の一つの部署だけでは、対応が困難であり、官民含めた他の機関、地域との連携なども考慮し、札幌市全体で権利侵害の問題から解決を目指す姿勢を明らかにしたいと考えています。

⑤ 条例で設置する機関

条例で救済機関を規定することで、勧告や意見表明等の一定の権限を法的に持たせることができるとともに、制度の安定化を図ることができます。

ここでは、救済機関に求められる7つの機能を紹介します。p.11に示している「参考① 救済機関のイメージ図」と併せてご覧いただき、意見をお寄せいただく際の参考にしてください。

● 相談機能

権利侵害に関する相談を受け、必要な助言等を行います。ここでは、いじめなどの深刻な相談はもちろん、現に悩み苦しむ子どもの状況を解決するため、できるだけ相談の対象を幅広く捉えて対応します。

相談は、電話、面接、ファックス、手紙のほか、電子メールによる対応も検討しています。



● 調査機能

個別救済に関する申立てに基づき、関係資料の提出や説明を求めることなどにより、事実確認の調査を行います。なお、申立てがされない場合でも、救済機関の判断として調査する必要があると認める場合は、自己の発意に基づく調査を行う場合もあります。



● 調整機能

申立てに基づき、当事者双方に対し、助言や代弁、あっせんや仲介を行うなど、当事者の間に入って相互理解を深め、解決を目指します。

なお、申立てがなくても、必要に応じて相談の段階から事実上の調整活動を行う場合もあります。

● 勧告機能

市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告するものです。勧告や意見表明を受けた市の機関は、救済機関に対し、措置した結果について報告をしなければなりません。

● 意見表明機能

市の機関に対し、制度改善を求めるための意見を表明するものです。個々の案件をきっかけに調査した結果、市の機関の仕組み等を見直すことが望ましい場合に用いられます。

● 是正要請機能

道立学校や民間施設、個人など市の機関以外の者に対し、是正等の措置を講ずるよう要請するものです。



● 公表機能

市の機関に対する勧告や意見表明の内容、さらに、その結果措置した状況について、市民に公表することができます。また、市以外の機関に対する是正要請については、社会一般に対して効果があると判断される場合、特定の個人・施設を明示しない方法で、活動状況報告書に盛り込むことなどで、公表することができます。

条例案のうち、「第5章：子どもの権利の侵害からの救済」に定める項目の案を示します。

1. 救済委員の設置及び職務

- ①市は、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図るために、札幌市子どもの権利救済委員（以下「救済委員（※1）」といいます。）を置くこと、
- ②救済委員の職務は、次のとおりとすること、を規定します。
- ・権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
 - ・権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意（※2）に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。
 - ・制度の改善を求めるための意見を表明すること。
 - ・勧告、意見表明等の内容を公表すること。

【補足】

（※1）救済委員は、独任制（原則として、一人の人により最終的な物事が決定される方式で、監査委員や札幌市オンブズマンで採用されています。）により、この救済機関を統括します。

また、p.10「11. 調査員及び相談員」で記載のように、救済委員のほか、主に相談を担当する相談員、主に調査や調整を担当する調査員が置かれます。調査員、相談員は、救済委員と相互に協力・連携して、問題の解決に当たります。

（※2）救済の申立てがされない場合でも、マスコミの情報や、相談を受ける過程での情報などをもとに、救済委員の判断で調査の必要があると認める場合は、自己の発意で調査できます。

2. 救済委員の責務等

- ①救済委員は、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等（※3）と相互に協力・連携を図ること、
- ②救済委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならないこと、
- ③救済委員は、在職中、退職後とも、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと、
- ④市の機関は、救済委員の職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的な協力援助に努めること、
- ⑤市の機関以外の者は、救済委員の職務の遂行に協力するよう努めること、を規定します。

【補足】

（※3）教育委員会や学校・施設等の現場はもちろん、官民含めた既存の相談機関、児童相談所や北海道警察などの関係機関、さらに、民生委員・児童委員などとの有機的な連携が必要です。

3. 救済委員の定数、任期等

- ①救済委員の定数は2人とする事、
- ②救済委員のうち1人を代表救済委員とし、代表救済委員は、救済委員に関する庶務を処理すること、
- ③救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意（※4）を得て委嘱すること、
- ④救済委員は、任期を3年とし、1期に限り再任されることができると、
- ⑤市長は、救済委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他救済委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、議会の同意を得て解嘱することができること、
- ⑥救済委員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員又は長その他市長が別に定める者（※5）と兼ねることができないこと、を規定します。

【補足】

（※4）議会の同意を得ることで、救済委員の選任に中立性、権威性を持たせることができます。現在、札幌市オンブズマンの選任などが議会の同意事項となっています。

（※5）市長が別に定めるものとしては、政党その他の政治団体の役員、札幌市に主として請負をする法人その他の団体の役員などが挙げられます。

4. 相談及び救済の申立て

- ①何人も、子どもの権利（※6）の侵害にかかわる事項について、救済委員に対し、相談及び救済の申立てができること、
- ②救済の申立ては、書面又は口頭で行うことができること、を規定します。

【補足】

（※6）救済機関が対象とする「子ども」とは、原則として札幌市に在住する18歳未満の子どもをいいます。ただし、例えば、高等学校の場合、18歳未満の者と18歳に達した者とが、ともに同じ施設に在学していることがあり、公平性に欠く扱いになることも予想されます。したがって、高等学校等に在学する18歳、19歳の者については対象にするなど、未成年者が置かれている実情に応じて、適切な運用を図っていきます。

また、札幌市以外の市町村から、札幌市に通勤、通学する18歳未満の者について、該当する権利の侵害が札幌市内で発生した場合は、対象になります。

なお、札幌市から札幌市以外の市町村へ通勤、通学する18歳未満の者については、他の自治体に対し、協力を要請し、働きかけを行うことにしています。

5. 調査及び調整

- ①救済委員は、救済の申立てにかかわる事実又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、調査を行うものとする事、
- ②救済委員は、救済の申立てが、救済にかかわる子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければならないこと（ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。）、
- ③救済委員は、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ること（※7）ができること、
- ④救済委員は、調査のため必要があるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができること、
- ⑤救済委員は、調査のため必要があるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外の者に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができること、
- ⑥救済委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、権利の侵害の是正のための調整を行うことができること、を規定します。

【補足】

（※7）「中止」とは、今後の状況によっては、調査を再開することがありうると判断した場合を、「打ち切り」とは、その時点において調査を再開することがないと判断した場合をいいます。

6. 調査の対象外

救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申立てが次のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとする事、を規定します。

- ・判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案に関するものであるとき。
- ・議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。
- ・札幌市オンブズマンに苦情を申し立てた事案に関するものであるとき。
- ・救済委員又は札幌市オンブズマンの行為に関するものであるとき（※8）。
- ・救済の申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。
- ・「5. 調査及び調整」②の同意が得られないとき。
- ・そのほか、調査することが明らかに適当ではないと認められるとき。

【補足】

（※8）札幌市オンブズマンは、市民の市政に対する苦情を調査し、必要に応じて勧告、是正要請等を行うものです。救済委員やオンブズマンについては、職務の遂行、地位の独立性を確保する必要があることから、これらの者による行為に関する事項を対象外としています。

7. 勧告等の実施

- ①救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができること、
- ②救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるための意見を表明することができること、
- ③勧告又は意見表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければならないこと、を規定します。

8. 是正等の要請

救済委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、市の機関以外の者に対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができること、を規定します。

9. 報告及び公表

- ①救済委員は、勧告又は意見表明をしたときは、当該市の機関に対し、その是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるものとする事、
- ②報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、救済委員に対して、是正等又は改善の措置の状況について報告するものとする事、を規定します。
- ③救済委員は、勧告若しくは意見表明をしたとき、又は市の機関から是正等又は改善の措置の状況について報告があったときは、その内容を公表することができること、
- ④救済委員は、③の公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならないこと、を規定します。

10. 活動状況の報告

救済委員は、毎年、その活動状況について、市長及び議会に報告するとともに、これを公表すること、を規定します。

11. 調査員及び相談員

- ①救済委員の職務の遂行を補佐するため、調査員及び相談員（以下「調査員等」といいます。）を置くこと、
- ②調査員等は、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱すること、
- ③「2. 救済委員の責務等」①～③、「3. 救済委員の定数、任期等」⑥の事項は、調査員等に準用すること、を規定します。

12. 委任

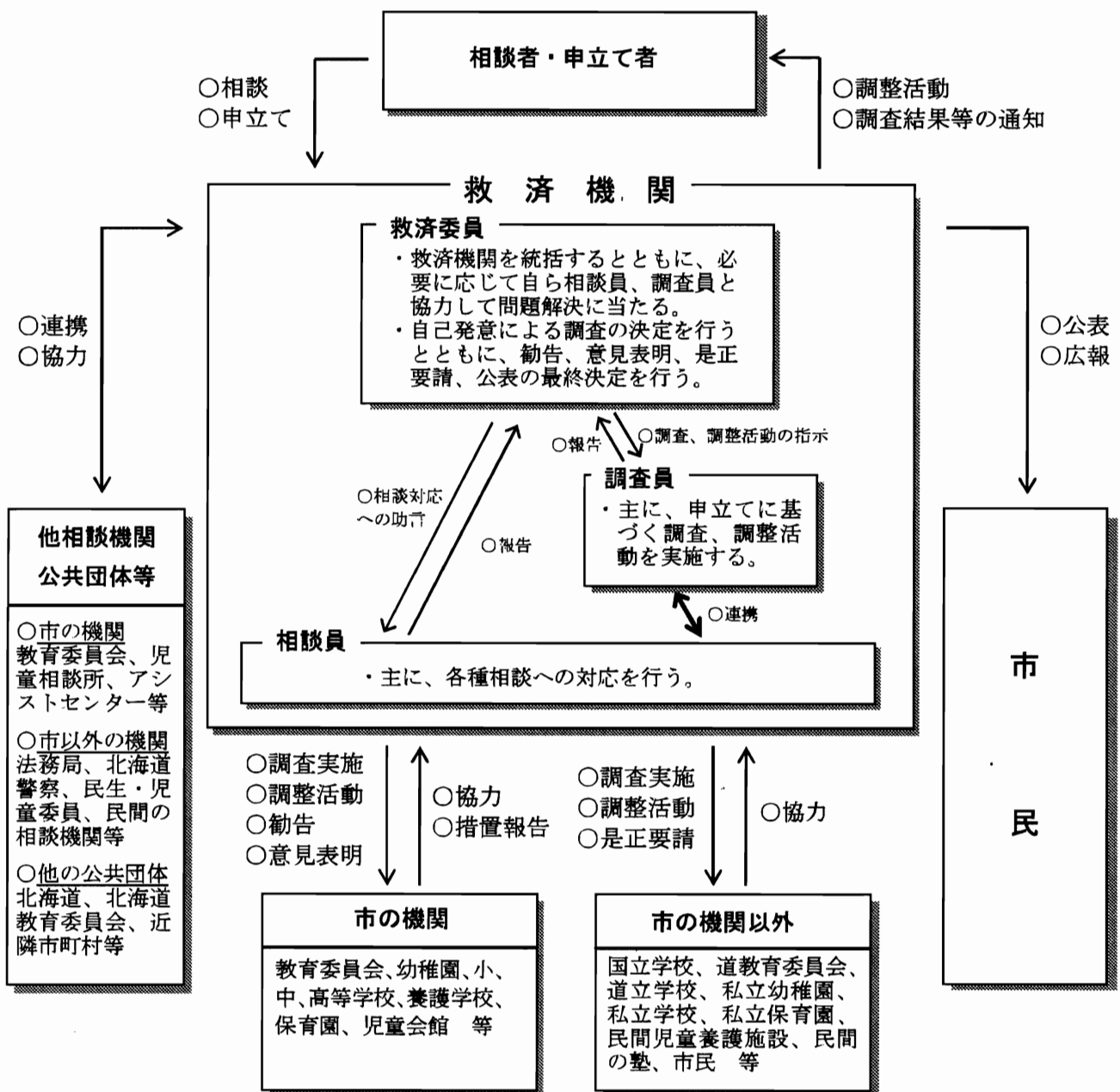
条例に定めるもののほか、救済委員の組織及び運営に関して必要な事項（※9）は、市長が別に定めること、を規定します。

【補足】

（※9）組織に関して必要な事項としては、例えば、事務局の設置に関する規定などが考えられます。また、運営に関して必要な事項としては、例えば、救済委員が発する各種通知に関する事項などが考えられます。

7

参考①救済機関のイメージ図



● 子どもにとって身近で利用しやすい制度を目指して

検討会議では、救済機関を実際に利用する立場である子どもの意見を聞くことが欠かせないと考え、直接の意見交換やアンケート調査を実施しました。その結果などを踏まえ、今後、身近で利用しやすい制度について、下記の点などを検討していきます。

【相談員の人材について】

子どもの悩みは一樣ではないため、様々なケースに対応できるよう、年代や性別など多様な人材の配置ができるよう検討します。

【相談の手法について】

子どもからは、電話や面接のほか、メールの活用を希望する意見が多く出されました。メールは、気軽に利用できる反面、即時性や情報量の限界などの課題がありますが、今後、メール媒体の活用についても柔軟に検討します。

【相談の日時について】

休日相談や平日の夕方・夜の時間帯での相談を希望する意見が多く出されました。他の相談機関との連携のあり方などを含め、開設日時を具体的に検討します。

【救済機関の愛称について】

救済機関の名称について、本資料では「救済委員」と示していますが、実際の運用に当たっては、利用する立場の子どもたちから愛称を募集したいと考えています。

● 子ども同士が考える機会の提供について

この救済機関は、子どもの悩みに対して、大人が相談を受け、解決に向けて手助けをするものです。一方、子どもが、自分たちにかかわる悩みなどを、子ども同士で考え、議論し、そして解決を目指していくという視点も大切です。このような機会を通じて、子どもたちは仲間意識が醸成されるとともに、自らの行動に責任を持ち、健やかに成長していくことが期待できます。

札幌市では、子どもの相談や救済にかかわる様々な場面で、このような子ども同士で考える機会が提供できるよう検討していきます。



● (仮称) 子どもの権利条例の広報について

救済機関を設置し、現に悩み苦しんでいる子どもたちを救済することも大切ですが、未然に防止するために、子どもたちには「安心して生きる権利」をはじめとする子どもの権利が保障され、またお互いの権利の尊重が大切であることを、しっかりと広報していきたいと考えています。

そのためにも、「子どもの権利条例」を制定し、子どもの権利についての正しい考え方を、子どもを含む市民全体に広め、家庭、学校・施設、地域等の場で根付かせていきたいと考えています。

平成19年第1回定例市議会に
提案した当初の条例案

前文

すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。

日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にす日本国憲法があります。さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関して条約を結び、誰もが生まれたときから権利の主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくことを認め、これを大切にすることを約束しています。

子どもは、子どもが持つ権利を正しく学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分にかかわることに参加することができます。こうした経験を通して、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならぬことを学びます。そして、お互いの権利を尊重し合うことを身につけます。

大人は、子ども自身の成長・発達する力を認めるとともに、言葉や表情、しぐさから、気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、子どもが直面することについて、ともに考え、支えていく責任があります。

子どもの権利を大切にすることは、子どもが自分の人生を自分で選び、自信と誇りを持って生きていくように励ますことです。それによって子どもは、自ら考え、責任を持って行動できる大人へと育っていきます。

子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに札幌のまちづくりを担っていきます。子どもが参加し、子どもの視点に立つてつくられたまちは、すべての人にとってやさしいまちとなります。

私たちは、こうした考えのもと、ここに、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利等について定めることにより、子どもの権利の保障を進めることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者その他これと等しく権利を認めることが適当である者をいいます。

2 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、専修学校及び各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設をいいます。

3 この条例において「保護者」とは、親及び児童福祉法に定める里親又は保護受託者その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。

(責務)

第3条 保護者、育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員(以下「施設関係者」といいます。)、事業者、市民並びに市は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 市は、市外においても子どもの権利が広く保障されるよう、他の公共団体等に対し協力を要請し、働きかけを行うものとします。

第2章 子どもの権利の普及

(広報及び普及)

第4条 市は、子どもの権利について、広報することなどにより、その普及に努めるものとします。

(子どもの権利の日)

第5条 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるため、さっぽろ子どもの権利の日(以下「権利の日」といいます。)を設けます。

2 権利の日は、11月20日とします。

3 市は、権利の日にふさわしい事業を行うものとします。

(学習等への支援)

第6条 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域等において、子どもが自分の権利と他人の権利を正しく学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 市は、市民が子どもの権利について正しく学び、理解することができるよう、必要な支援に努めるものとします。

第3章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利)

第7条 この章に定める権利は、子どもが成長・発達していくために、特に大切なものとして保障されなければなりません。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じ

ように、他人の権利を尊重しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第8条 子どもは、安心して生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。
- (2) 愛情を持ってはぐくまれること。
- (3) いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。
- (4) 障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。
- (5) 自分を守るために必要な情報や知識を得ること。
- (6) 気軽に相談でき、適切な支援を受けること。

(自分らしく生きる権利)

第9条 子どもは、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) かけがえのない自分を大切にすること。
- (2) 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- (3) 自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。
- (4) プライバシーが守られること。

(豊かに育つ権利)

第10条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つことができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 学び、遊び、休息すること。
- (2) 健康的な生活を送ること。
- (3) 自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。
- (4) 夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。
- (5) 様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。
- (6) 札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと。
- (7) 地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること。

(参加する権利)

第11条 子どもは、自分にかかわることに参加することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。
- (3) 適切な情報提供等の支援を受けること。
- (4) 仲間をつくり、集まること。

第4章 生活の場における権利の保障

第1節 家庭における権利の保障

(保護者の役割)

第12条 保護者は、子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任者であることを認識し、年齢や成長に応じて適切な支援を行い、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 保護者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、こたえていくよう努めるものとします。

(虐待及び体罰の禁止等)

第13条 保護者は、養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはなりません。

2 市は、虐待を受けた子どもの迅速で適切な救済に努めなければなりません。

第2節 育ち学ぶ施設における権利の保障

(施設関係者の役割)

第14条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長・発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行うよう努めるものとします。

(開かれた施設づくり)

第15条 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者(以下「施設設置管理者」といいます。)は、子ども、保護者及び地域住民に、施設の運営等に関する情報を提供し、意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた施設となるよう努めるものとします。

(いじめの防止)

第16条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。

(虐待及び体罰の禁止等)

第17条 施設関係者は、子どもに対して虐待及び体罰を行ってはなりません。

2 施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子ども

の迅速で適切な救済に努めなければなりません。

(関係機関等との連携と研修)

第18条 施設設置管理者は、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等のために、関係機関等との連携に努めるものとします。

2 施設設置管理者は、職員に対し、虐待、体罰及びいじめについての相談、救済、防止等に関する研修の機会を設けるよう努めるものとします。

(事情等を聴く機会の設定)

第19条 施設設置管理者は、子どもに対して不利益な処分等を行おうとするときは、あらかじめ、子ども本人から事情等を聴く機会を設けるよう努めるものとします。

第3節 地域における権利の保障

(地域における市民及び事業者の役割)

第20条 市民は、地域が子どもにとって多様な人間関係を通して豊かに育つために大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 事業者は、雇用する子どもに対し、子どもの権利の保障に努めるとともに、適当な方法により、子どもの権利についての従業員の理解を深めるよう努めるものとします。

(地域における子どもの居場所)

第21条 市民及び市は、地域において、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

(地域における自然環境の保全)

第22条 市民及び市は、子どもが育つ環境として自然が大切であることを認識し、地域における自然環境の保全に努めるものとします。

(安全で安心な地域)

第23条 市民及び市は、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に、安心して過ごすことができるよう努めるものとします。

2 市民及び市は、地域において、子どもが自分自身を守る力をつけることができるよう、必要な支援に努めるものとします。

第4節 参加・意見表明の機会の保障

(子どもの参加等の促進)

第24条 市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

2 施設設置管理者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

3 市民は、地域の文化・スポーツ活動等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

(市の施設に関する子どもの意見)

第25条 市は、子どもが利用する市の施設の設置及び運営に関して、子どもの参加について配慮し、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

(審議会等への子どもの参加)

第26条 市は、子どもにかかわる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮するよう努めるものとします。

2 前項の審議会等は、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。

(子どもの視点に立った情報発信等)

第27条 市民及び市は、子どもの参加の促進を図るため、子どもにかかわる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもの視点に立ったわかりやすい情報発信等に努めるものとします。

第5節 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障

(お互いの違いを認め尊重する社会の形成)

第28条 市民は、子どもが、障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないよう、お互いの違いを認め尊重し合う社会の形成に努めなければなりません。

2 市は、前項の差別及び不利益を生じさせない、又はなくすための取組を行うよう努めなければなりません。

3 市は、前項の取組を行う際には、次のことなどに配慮しなければなりません。

(1) 障がいのある子どもが、尊厳を持って生活し、社会に参加すること。

(2) 子どもが、アイヌ民族の生活、歴史、文化等を学ぶこと。

(3) 外国籍等の子どもが、必要に応じて日本語を学ぶとともに、自分の国、言語、文化等を学び、表現すること。

(4) 子どもが、性別による固定的な役割分担にとらわれないこと及び性的少数者について理解すること。

第6節 子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援

(保護者への支援)

第29条 市は、保護者が安心して子育てをする

ことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

- 2 事業者は、従業員が安心して子育てをすることができるよう、配慮に努めるものとします。

(育ち学ぶ施設の職員への支援)

第30条 施設設置管理者は、職員が心に余裕を持って、子どもと十分にかかわることができるよう、必要な職場環境の整備に努めるものとします。

- 2 施設設置管理者は、職員に対し、子どもの権利についての理解を深めるための研修の機会を設けるよう努めるものとします。

(市民の地域での活動の支援)

第31条 市は、子どもの権利の保障に関する活動を行う市民と連携するとともに、市民の地域での活動を支援するよう努めるものとします。

第5章 子どもの権利の侵害からの救済

(相談及び救済)

第32条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関等と相互に協力・連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

(救済のための制度の創設)

第33条 市は、子どもに対する権利の侵害が、子どもの心身の健全な成長・発達に大きな影響を及ぼすことから、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図るための制度を設けるものとします。

- 2 前項の制度においては、子どもの最善の利益のため、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、他の機関等と相互に協力・連携を図るものとします。

第6章 施策の推進

(施策の推進)

第34条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利に配慮した施策を進めるものとします。

(推進計画)

第35条 市は、前条の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとします。

- 2 市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、市民及び次条に定める権利委員会の意見を聴くものとします。

第7章 子どもの権利の保障の検証

(権利委員会の設置等)

第36条 市は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況

を検証するため、札幌市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」といいます。)を置きます。

- 2 権利委員会は、前条第1項の推進計画について意見を述べるほか、市長その他の執行機関の諮問に応じ、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、調査し、審議します。
- 3 権利委員会は、15人以内の委員で組織します。
- 4 委員は、人権、福祉、教育等の子どもにかかわる分野において学識経験のある者及び15歳以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱します。
- 5 委員の任期は2年とします。
- 6 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、市長が定めます。

(答申等及び市の措置)

- 第37条 権利委員会は、前条第2項の諮問を受けたとき、又は自らの判断で調査し、審議したときは、その結果を諮問した執行機関又は必要と認める執行機関に答申し、又は報告します。
- 2 権利委員会からの答申又は報告を受けた執行機関は、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。

第8章 雑則

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行します。ただし、第7章及び附則第3項の規定は、市長が別に定める日から施行します。
- 2 市は、この条例の施行後、第33条第1項に定める制度を速やかに設けるものとします。
- 3 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部を次のように改正します。

(省略)

現在、検討を進めている（仮称）札幌市子どもの権利条例について、当初の条例案に対する修正の方向性と、条例に盛り込む救済制度の項目（案）について、ご意見を募集します。

今後、皆さまからお寄せいただいたご意見を考慮してさらに検討を進め、条例案の全体を取りまとめ、札幌市議会に提案する予定です。また、皆さまからお寄せいただいたご意見などの概要につきましては、それらに対する札幌市の考え方と併せて、平成20年5月以降にホームページなどで公表いたします。

1. 意見募集期間

平成20年（2008年）2月28日（木）～3月28日（金）（30日間）

2. 意見の提出方法

- ・郵送の場合：次ページにある用紙を切り取り、ご意見を記入のうえ、
のり付けしてポストに投函してください。（切手不要）
- ・FAXの場合：011-211-2943
- ・電子メールの場合：kodomo.kenri@city.sapporo.jp
- ・直接お持ちいただく場合：札幌市中央区南1条東1丁目大通バスタービル1号館3階
札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課
受付時間 平日の8時45分～17時15分
- ・HPから送信する場合：<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>
※電話によるご意見の受付には応じかねますので、ご了承ください。
※ご意見の提出にあたっては、お名前・ご住所をご記入ください。
（ご意見などの概要を公表する際は、お名前・ご住所は公開いたしません。）

3. 意見の提出先・お問い合わせ先

札幌市 子ども未来局 子ども育成部 子どもの権利推進課

住所：〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスタービル1号館3階

電話：011-211-2942 FAX：011-211-2943 電子メール：kodomo.kenri@city.sapporo.jp

（参考）本資料公表場所

- ・ホームページ「子どもの権利ウェブ」：<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>
- ・札幌市子ども未来局子どもの権利推進課（札幌市中央区南1条東1丁目大通バスタービル1号館3階）
- ・札幌市役所本庁舎（1階ロビー、2階行政情報課）
- ・各区役所総務企画課広聴係
- ・各まちづくりセンター
- ・その他：各区民センター、中央図書館、各地区図書館、児童会館など

※子ども用の意見募集要領もごさいます。

ご希望の方は、札幌市子ども未来局子どもの権利推進課にお問い合わせください。

料金受取人私郵便

札幌支店
承認

152

差出有効期間
平成20年3月
31日まで

●切手不要

0608788

札幌市 子ども未来局
子ども育成部 子どもの権利推進課
行

札幌市中央区南1条東1丁目
大通バスセンタービル1号館3階

やま折り②

みんなで考えよう!
子どもの権利

■お問い合わせ先

札幌市 子ども未来局

子ども育成部 子どもの権利推進課

電話：011-211-2942 FAX：011-211-2943

Eメール：kodomu.kenri@city.sapporo.jp

ホームページ：「子どもの権利ウェブ」

<http://www.city.sapporo.jp/kodomu/kenri/>



シマエキ

のりしろ

(仮称)札幌市子どもの権利条例素案
ご意見募集

子どもの権利侵害
からの救済制度

札幌市では、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと育つことができるように、「(仮称)札幌市子どもの権利条例」の制定に向けての検討を進めてきました。

このたび、当初の条例案に対する修正の方向性と、条例に盛り込む救済制度の項目(案)をまとめましたので、この案に対する皆さまのご意見を募集します。



■意見提出期限と提出方法

平成20年(2008年)3月28日(金)必着で、郵送・持参・FAX・電子メール等により提出してください。

※郵送の場合

- ①このページを切り取り、ご意見記入。
- ②折り線のとおり折る。
- ③のり付けし、ポストに投函。

(切手は不要です)

のりしろ

やま折り①

のりしろ

のりしろ

ご意見記入欄

当初の条例案に対する修正の方向性と、条例に盛り込む救済制度の項目（案）について、あなたのご意見をお書きください。どの項目へのご意見か、分かるようにお書きください。

【当初の条例案に対する修正の方向性についてのご意見】

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

【条例に盛り込む救済制度の項目（案）に関するご意見】

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

ご協力ありがとうございました。お名前、ご住所等をお書きください。

お名前..... 年齢.....
ご住所.....

- ※ 用紙が足りない場合は、別紙にご記入のうえ同封してください。
- ※ ご意見への個別の回答はいたしません。同じ趣旨のご意見をとりとめて公表する予定です。
- ※ お名前、ご住所等は公表いたしません。札幌市個人情報保護条例の規定に従って、適正に取扱います。